

公安委員会
説明資料No. **1**

国家公安委員会委員長に対する異議
申立てに関する情報公開・個人情報保護
審査会への諮問について

平成24年2月16日
国家公安委員会会務官

(略)

1 背景及び必要性

近年、サイバー犯罪の危険性が急速に増大しており、その対策の根幹として不正アクセス防止対策を強化することが喫緊の課題となっていることを踏まえ、不正アクセス行為の禁止を担保するために必要な規定の整備を行うもの。

2 概要

(1) 識別符号の不正流通の防止

識別符号の不正流通を防止するため、次の規制を設ける。

- ア 他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止・処罰
- イ 不正アクセス行為を助長する行為の規制の強化
- ウ 他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止・処罰
- エ 識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止・処罰

(2) 都道府県公安委員会による啓発及び知識の普及

不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努める者に都道府県公安委員会を加えることとする。

(3) アクセス管理者による防御措置を支援する団体に対する援助

国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス管理者によるアクセス制御機能の高度化等の措置を支援することを目的として組織する団体に対し、必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

(4) 不正アクセス行為等に係る罰則の法定刑の引上げ

不正アクセス行為をした者及び相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知って他人の識別符号を提供した者の罰則の法定刑を引き上げることとする。

(5) 施行期日

公布の日から起算して一月を経過した日から施行。

3 政策評価法に基づく事前評価の実施

政策評価法の規定に基づき、2(1)の規制について、規制の費用・便益を代替案と比較し、改正案を選択することが妥当であるとの結論を得た旨の評価書を作成。

4 今後の予定

平成24年2月21日(火) 閣議決定(総務省及び経済産業省と共同請議)

公安委員会 説明資料No. 3	犯罪による収益の移転防止に関する 法律第17条第1項の規定に基づく 意見陳述（行政書士）の実施について	平成24年2月16日 犯罪収益移転防止管理官
---------------------------	---	---------------------------

(略)

1 少年非行

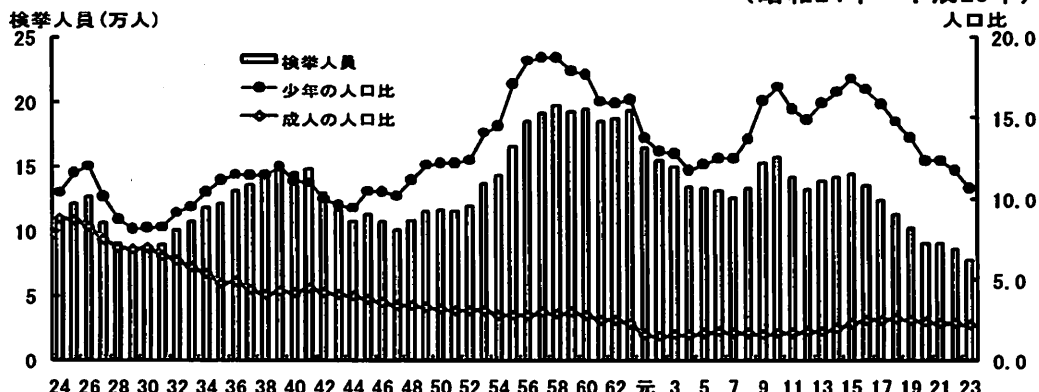
(1) 情勢

ア 人口当たり刑法犯検挙人員は成人の約5倍で推移

刑法犯少年は、7万7,696人（前年比9.5%減）と8年連続で減少したが、人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）は10.7と成人の4.9倍に上り、高水準で推移している。

刑法犯少年の検挙人員及び人口比の推移

（昭和24年～平成23年）



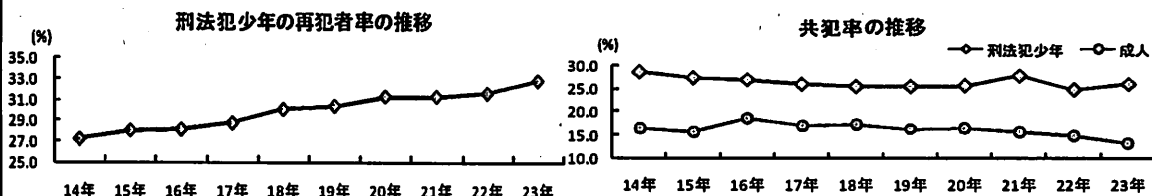
注) 交通業過を除く刑法犯（ただし、昭和40年以前は盗品等に関する罪、住居侵入等も除く。）

年次	14年	19年	20年	21年	22年	23年
検挙人員(人)	141,775	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696
凶悪犯	1,986	1,042	956	949	783	785
粗暴犯	15,954	9,248	8,645	7,653	7,729	7,276
窃盗犯	83,300	58,150	52,557	54,784	52,435	47,776
知能犯	632	1,142	1,135	1,144	978	971
風俗犯	347	341	389	399	437	466
その他の刑法犯	39,556	33,301	27,284	25,353	23,484	20,422
少年の人口比	16.7	13.8	12.4	12.4	11.8	10.7
成人の人口比	2.0	2.5	2.4	2.3	2.3	2.2
再犯者数(人)	38,505	31,230	28,404	28,295	27,050	25,435
再犯者率(%)	27.2	30.3	31.2	31.3	31.5	32.7
共犯率(%)	28.5	25.3	25.5	27.6	24.6	25.8

※ 平成23年の再犯者数、再犯者率及び共犯率は、暫定値。

イ 高い再犯者率、共犯率

刑法犯少年の再犯者率は、14年連続で増加して32.7%に達し、統計のある昭和47年以降で最も高い。また、共犯率は25.8%と、成人(13.1%)の約2倍となっている。



※ 共犯率とは、刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合をいい、少年事件、成人事件とも、少年と成人の共犯事件は含まない。

ウ 刑法犯少年の約7割が初発型非行

初発型非行（4罪種）の検挙人員は2年連続で減少したが、依然として刑法犯少年総数の約7割を占めている。

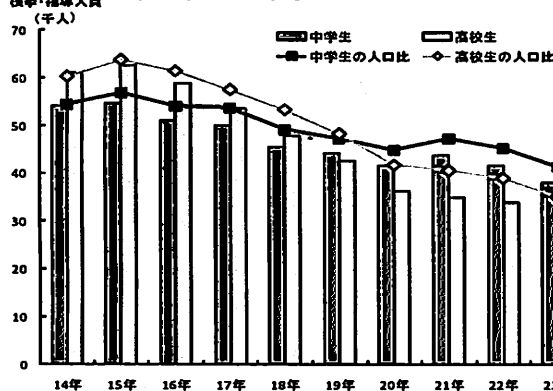
	14年	19年	20年	21年	22年	23年
総数(人)	102,134	74,949	64,550	65,362	61,799	54,569
万引き	40,511	28,161	26,277	29,119	28,348	25,961
オートバイ盗	12,650	6,740	5,702	5,842	5,530	4,932
自転車盗	14,710	13,811	11,977	11,430	10,653	9,002
占有離脱物横領	34,263	26,437	20,594	18,971	17,268	14,674
刑法犯少年総数に占める割合(%)	72.0	72.6	71.0	72.4	72.0	70.2

エ 進む低年齢化

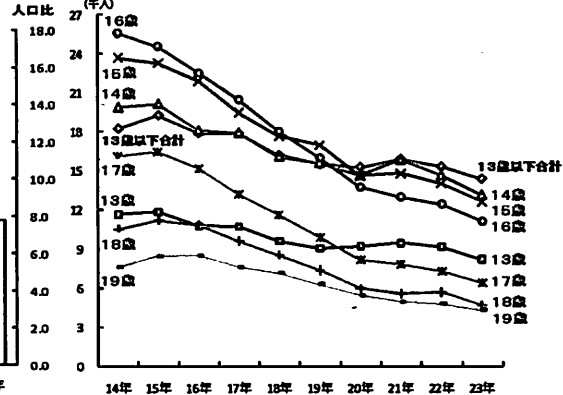
- 触法少年(刑法)は、1万6,616人(前年比6.3%減)と2年連続で減少したが、刑法犯少年を含めた少年非行全体に占める割合は引き続き増加している。
- 中学生及び高校生の検挙・補導人員(刑法)については、人員では平成19年以降、人口比でも平成20年以降、中学生が上回っている。
- 検挙・補導人員(刑法)の人口比のピーク年齢は、平成18年までは16歳であったが、その後は15歳に低下。
- 特に、初犯者数については、全年齢のうち14歳が最多となっており(なお、13歳以下合計は更にそれを上回る。)、平成14年には16歳が最多だったことと比べても、少年非行の低年齢化が認められる。

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
触法少年(刑法)	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029	17,727	16,616
少年の検挙・補導総人員(刑法)に占める割合	12.6	13.0	13.0	14.2	14.3	14.8	16.2	16.6	17.1	17.6

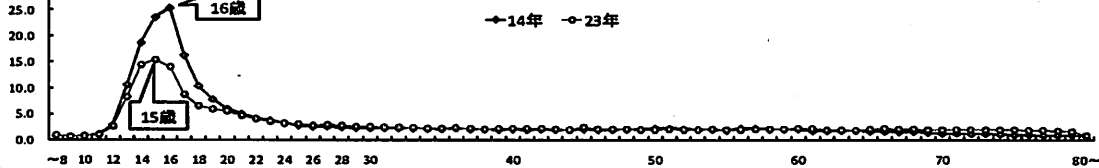
検挙・補導人員 中学生・高校生の検挙・補導人員(刑法)の推移



検挙・補導人員 犯行時年齢別 初犯者数の推移



検挙・補導人員(刑法)の犯行時年齢別人口比



(2) 今後の対策

「非行少年を生まない社会づくり」を一層推進して、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く絆の強化を図る。

特に、再非行の防止に向けて、立ち直りの阻害要因となる不良交友関係に代わる居場所づくりを推進するなど、立ち直り支援活動を強化するとともに、非行防止教室を始めとする低年齢少年の規範意識向上施策等を展開する。

2 少年を被害者とする犯罪の検挙状況

(1) 児童虐待事件

- 児童虐待事件の検挙件数・人員は、384 件（前年比 9.1%増）、409 人（同 6.2%増）であり、検挙事件に係る被害児童数は 398 人（同 10.6%増）で、いずれも統計を取り始めた平成 11 年以降で最も多い。
- 態様別検挙件数では、身体的虐待が 270 件（前年同数）と全体の 70.3%を占めたほか、性的虐待が 96 件（前年比 43.3%増）と増加。
- 今後、関係機関との連携を一層強化し、児童虐待事案の早期発見と児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図る。

年次	14年	19年	20年	21年	22年	23年
検挙件数（件）	172	300	304	334	352	384
検挙人員（人）	184	323	316	355	385	409
被害児童数（人）	179	315	316	346	360	398
死亡児童数	39	37	45	28	33	39

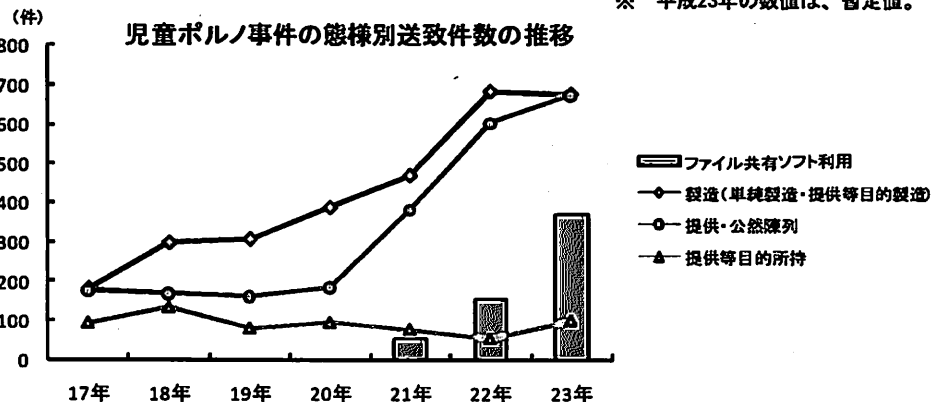
※ 無理心中、出産直後の殺人及び遺棄は含まない。

(2) 児童ポルノ事件

- 児童ポルノ事件の送致件数・人員は、1,455 件（前年比 8.4%増）、1,016 人（同 9.7%増）と引き続き増加し、いずれも過去最多。
- 被害児童数（送致事件において新たに特定された児童）も引き続き増加し、過去最多の 638 人（同 3.9%増）。このうち小学生以下は 105 人に上り、さらに、被害児童が特定できず年齢鑑定を実施した 648 画像中、小学生以下の可能性ありと認定されたものは 570 画像。
- ブロッキングの対象とならない P2P（ファイル共有ソフト）利用事犯は、368 件（同 135.9%増）と急増（P2P 利用目的の所持を含めると 437 件）。
- 引き続き、P2P 利用事犯、低年齢児童ポルノ愛好者グループ等、悪質な児童ポルノ事犯の取締りを始め、児童ポルノ対策の強化を図る。

年次	14年	19年	20年	21年	22年	23年
送致件数（件）	189	567	676	935	1,342	1,455
送致人員（人）	165	377	412	650	926	1,016
被害児童数（人）	60	275	338	405	614	638

※ 平成23年の数値は、暫定値。



1 事案概要

(1) 発生日時

平成24年2月13日（火）午前10時05分ころ

(2) 発生場所

千葉県東金市 レストラン店内

(3) 被疑者

住所 千葉県東金市

(65歳)

(4) 被害者

(62歳)

(5) 発生状況

被疑者は、レストラン店内において、被害者に向けて拳銃を発射して殺害したものの。

(参考) 最近における拳銃発砲事件数及び死傷者数

	H 2 2	H 2 3	H 2 4
発生件数	35	45	4
死者	11	8	1
負傷者	6	10	2

2 対応

- (1) 千葉県警察では、2月13日、刑事部長を長とする捜査本部を設置して、被疑者を指名手配するとともに、翌14日、被疑者写真を公開して追跡捜査。
- (2) 教育委員会等関係機関に対し関連情報を提供して注意喚起するとともに、現場周辺の小・中・高等学校の周辺警戒を実施。
- (3) 全国警察に対し、関連情報の収集と被疑者逮捕を指示。

1 犯罪収益移転防止法の一部改正（14頁～）

平成23年4月、犯罪収益移転防止法の一部改正法が成立。主な内容は以下のとおり。

① 取引時の確認事項の追加

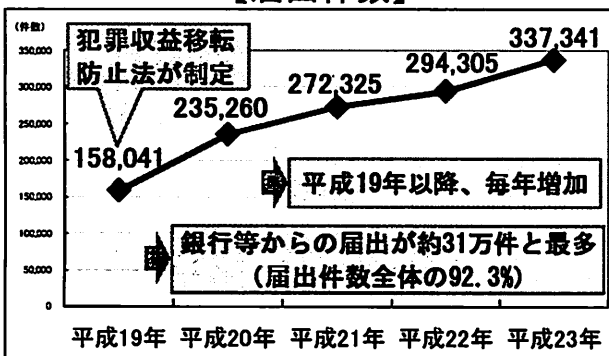
② 電話転送サービス事業者の特定事業者への追加

③ 預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化

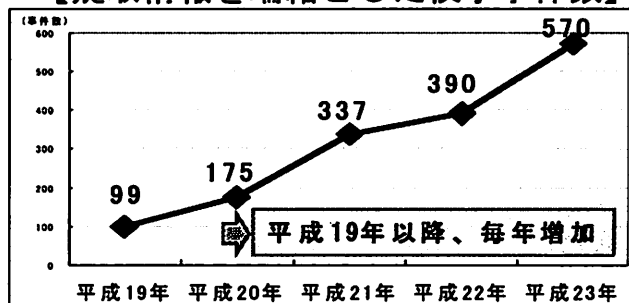
①及び②は、平成25年4月から施行予定。③は、平成23年5月28日に施行済み。

2 疑わしい取引の届出及び活用状況（28頁～、31頁～）

【届出件数】

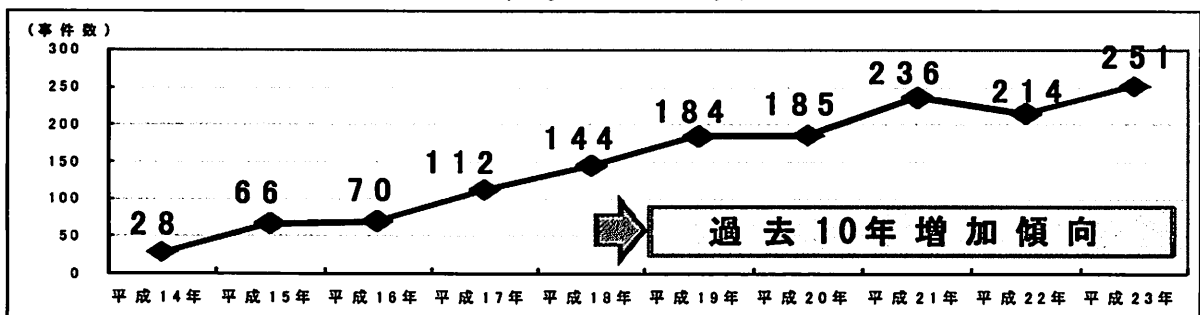


【疑取情報を端緒とした検挙事件数】



★疑取情報の活用件数（平成23年）は10万5,777件

3 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（45頁～）



4 外国F I Uとの情報交換枠組みの設定状況（39頁～）

平成23年中の設定国・地域
ナイジェリア、中国、カンボジア、マカオ、キプロス、
アルゼンチン、スペイン、サンマリノ（合計8か国・地域）

平成23年末までに、
合計34か国・地域
との間で設定済み。

5 今後の取組

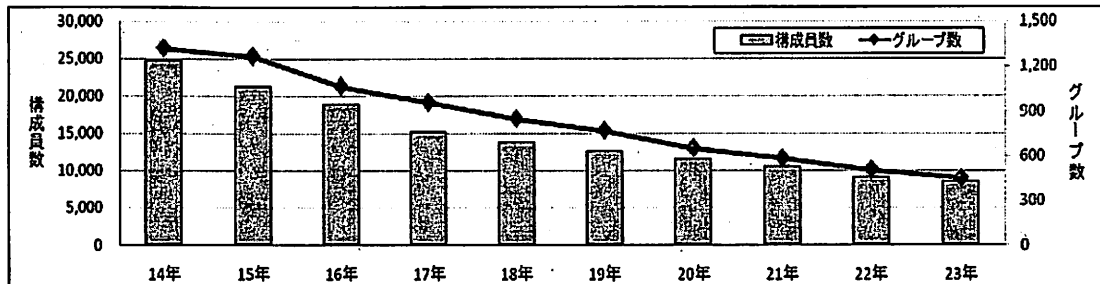
- 改正犯罪収益移転防止法の施行準備の推進。
- 疑わしい取引の届出情報の精緻化。
- 疑わしい取引に関する情報の分析能力の向上と積極的活用の促進。
- マネー・ローンダリング事犯の検挙と犯罪収益の剥奪の強化。

1 暴走族の動向

(1) 実態

グループ数及び暴走族構成員数は、一貫して減少傾向。

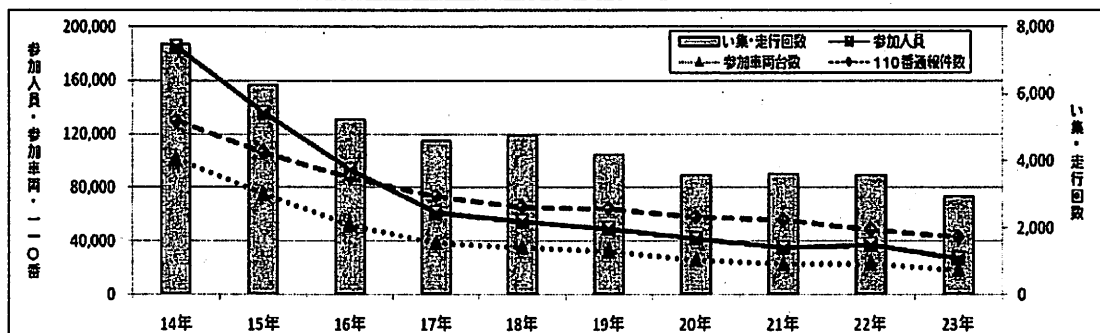
区分 \ 年別	平成23年	平成22年	前年比増減数・率	過去10年 平均増減率
グループ数	452	507	-55 -10.8%	-11.1%
構成員数	8,509	9,064	-555 -6.1%	-11.1%



(2) い集・走行回数等

い集・走行回数、参加人員・参加車両台数、110番通報件数はいずれも前年に比べて減少。

区分 \ 年別	平成23年	平成22年	前年比増減数・率	過去10年 平均増減率
い集・走行回数	2,923	3,566	-643 -18.0%	-9.5%
参加人員	27,037	36,961	-9,924 -26.8%	-18.4%
参加車両台数	18,572	23,223	-4,651 -20.0%	-16.6%
110番通報件数	43,215	48,284	-5,069 -10.5%	-11.3%



2 検挙状況

- 暴走族の総検挙人員は減少。
- 共同危険行為等の禁止違反は、検挙件数、検挙人員、1事件当たりの検挙人員ともに減少。
- 騒音関係違反の検挙人員は増加。

区分 \ 年別	平成23年	平成22年	前年比増減数・率	過去10年 平均増減率
道路交通法	26,551	27,969	-1,418 -5.1%	-11.1%
うち共同危険行為	1,679	2,008	-329 -16.4%	-10.3%
検挙件数(件)	225	240	-15 -6.3%	1.1%
1事件当たりの検挙人員	7.5	8.4	-0.9 -10.8%	-9.6%
うち騒音関係違反	3,451	3,020	431 14.3%	-7.0%
道路運送車両法	165	213	-48 -22.5%	-17.7%
刑法犯・その他	2,596	2,594	2 0.1%	-8.4%
計	29,312	30,776	-1,464 -4.8%	-11.0%
うち逮捕者数	2,485	2,701	-216 -8.0%	-12.0%

※1 騒音関係違反は、近接排気騒音に係る整備不良、消音器不備、騒音運転等をいう。

※2 刑法犯・その他の「その他」は、道路運送車両法を除く特別法をいう。

3 今後の対策

暴走族のい集・走行回数等は減少しているものの、依然として暴走族は平穏な生活に多大な迷惑と危険を及ぼす存在であることから、引き続き、共同危険行為等の禁止違反を始めあらゆる法令を適用した取締りを推進。